平成２３年（フ）第２３４７号
愛知県尾張旭市北山町北山249番地１
債務者　津田　清子
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川龍伸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５１３号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５　５―304、前住所愛知県半田市乙川浜側町２丁目27番地の２
債務者　田中　俊二
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月23日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
大分県豊後大野市三重町菅生921番地１
債務者　原　宏子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　利武
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第６８８号
埼玉県飯能市大字岩渕31番地３　岩渕団地１―207
債務者　岩城　秀康
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本山賢太郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月18日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２２３０号
名古屋市港区宝神３丁目601番地　第５グランドハイツ服部202号
債務者　佐野　智博
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　憲子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０２号
熊本県八代市水島町2194番地、住民票上の住所熊本県八代市水島町2026番地２
債務者　岡山　清
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　俊之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時
５　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１１４号
熊本県八代郡氷川町鹿野409番地１
債務者　中尾　千**牟**
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１７５７号
埼玉県川口市上青木西５丁目16番30号　カーサ上青木302号
債務者　濵砂　昌浩
１　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三上　将延
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後２時45分
５　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８９号
山形市あこや町１丁目９番35号
債務者　後藤　睦男
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊谷　誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後２時10分
５　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９０３号
北海道旭川市６条通18丁目89番地の11　トーワグリーンヒル６条1103号
債務者　真藤　満
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　佳以
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０３７号
札幌市東区北36条東15丁目１番22号　メイプルハイツ105号
債務者　鷲尾　政博
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　船山　暁子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月31日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６６７号
愛知県春日井市鳥居松町２丁目243番地　ドエル・マルモ101―２Ｂ号
債務者　福山　和憲
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　出口　敦也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９３１号
札幌市南区藤野４条４丁目１番７号
債務者　瀬戸　克夫
１　決定年月日時　平成23年10月24日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　淺野　高宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７９号
秋田県雄勝郡羽後町大久保字大久保45番地
債務者　佐藤　芳彦
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第１９３号
山形県天童市一日町４丁目１番81号
債務者　片桐　とく
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４５１号
名古屋市中村区高道町５丁目３番９号
債務者　並河　勉
１　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
宮城県登米市南方町銭金壇50番地１
債務者　佐藤　孝行
１　決定年月日時　平成23年10月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
仙台地方裁判所登米支部